

太陽光発電による電力の売却収入は、村県民税等の申告が必要です。

自宅等に太陽光発電設備を設置し、太陽光発電による固定価格買取制度に基づいてその余剰電力、または電力の全量を電力会社に売却している場合、その収入は所得税及び復興特別所得税の確定申告または村県民税の申告をしていただく必要があります。

① 売電収入の所得金額の計算式

- ・売電収入は、雑所得(または事業所得)として申告します。
- ・**売電所得(雑所得)** = 売電収入(A) - (減価償却費(B) + その他必要経費(C))

区分	項目	説明
(A)	売電収入	太陽光発電等の電力を電力会社へ売って得た収入
(B)	減価償却費	(設置費用-補助金)×償却率×償却期間×売電割合 ◆ 償却率 ⇒ 0.059(耐用年数17年) ◆ 償却期間 ⇒ (例)令和5年5月に設置した場合、令和5年中の償却期間は8/12月になります。 ◆ 売電割合 ⇒ 年間売電量÷年間総発電量
(C)	その他必要経費	(発電設備設置に係る借入金の利息など)×売電割合

② 売電収入の所得金額の計算例

・設例

- 売電収入…………… 20万円
- 設置費用…………… 180万円
- 補助金額…………… 30万円
- 年間売電量…………… 4,000kw
- 年間総発電量…………… 5,000kw
- 設置日(償却期間)… 令和5年5月(8/12)

・売電収入(A) = 200,000円
 ・減価償却費(B) = (設置費用-補助金)×償却率×償却期間×事業専用割合
 = (180万円-30万円)×0.059×8/12×(4,000kw/5,000kw)
 = 47,200円

・**売電所得(雑所得)** = 200,000円(A) - 47,200円(B) = **152,800円**

税の申告が必要です。



③ 実際に計算してみましょう

区分	売電収入	売電量	総発電量
1月			528kwh
2月			479kwh
3月			639kwh
4月			693kwh
5月			655kwh
6月			599kwh
7月			
8月			
9月	23,994円	774kwh	
10月			
11月			
12月			
合計	(A)	a	b

- 売電収入(A)**は、電力会社からの通知または通帳にてご確認いただき、収入日(振り込まれた日)で計算します。
- 売電量(a)**は、電力会社からの通知(中部電力の場合は「再生可能エネルギー受給電力量のお知らせ」に記載された「受給電力量」)を用います。
- 総発電量(b)**は、各家庭に設置されているメーターなどで数値を確認できます(以下写真例)。
- 売電量(a)÷総発電量(b)の割合(%)を収支内訳書の「減価償却費の計算 事業専用割合」欄に転記します。



○売電料金(収入)と受給電力量を1ヶ月ごと足し上げます。
 ○見本は8月分ですが、振込日日が9月7日となりますので、9月の欄に記入します。

経費(減価償却費)について

設置費用から補助金を差し引き、17年間に分けて経費とします。また、必要経費から自家消費分を除くため、上記③で計算した a.年間売電量を b.年間総発電量で割って計算します。

設置費用 補助金 減価償却率 償却期間 a. 年間売電量 b. 年間総発電量 (B)減価償却費
 ([] - []) × 0.059 × [] × [] ÷ [] = []

あなたの売電所得は

(A)売電収入 [] - (B)減価償却費 [] = 売電所得※ []

※固定価格買取制度の終了等で売電収入が減少し、減価償却費等を差し引くとマイナスとなる場合は、税務係へご連絡ください。